

第18期 第11回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年7月26日(金) 午後1時31分～午後2時23分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長:

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

1番 瀬長 澄子 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

8番 金城 道夫 委員 ・ 3番 比嘉 友明 委員

8. 付議すべき案件

報告第 57 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 58 号 現況証明願について

報告第 59 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 60 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 61 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 62 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第	32	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	33	号	非農地証明願について
議案第	34	号	一時転用承認願申請について
議案第	35	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	36	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 31 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の金城道夫委員と第 3 番委員の比嘉友明委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 57 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 57 号「農地転用後利用状況の報告について」、3 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 57 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 58 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 58 号「現況証明願について」、6 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 58 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 59 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 59 号「農地法第 4 条

	第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 59 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 60 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 60 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 60 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 61 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 9 ページから 10 ページをお開きください。 報告第 61 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」は、1 件ございました。内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 61 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に報告第 62 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 11 ページから 12 ページをお開きください。 報告第 62 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、2 件ございました。 内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 62 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 これより議案審議に入ります。議案第 32 号について審議します。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員

事務局

も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

それでは議案第 32 号について説明いたします。

議案書の 13 ページから 31 ページとなります。

では、議案書の 14 ページ及び 15 ページをお開き下さい。

議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、8 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 17 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字座安 200 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきまして、議案書の 19 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字与根 109-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきまして、議案書の 21 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂 552-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 4 番につきまして、議案書の 23 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字高安 470-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 5 番につきまして、議案書の 25 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字伊良波 210 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 6 番につきまして、議案書の 27 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂 942-1、945-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 7 番につきまして、議案書の 29 ページをお開き下さい。

本申請は、整理番号 8 番と同時申請となります。

申請のありました、豊見城市字饒波 398-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 8 番につきまして、議案書の 31 ページをお開き下さい。

本申請は、先ほどの整理番号 7 番と同時申請となります。

申請のありました、豊見城市字饒波 398-2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 7 番及び 8 番につきまして、補足でご説明がござい

譲受人は、ハウス 2 棟分に権利設定したいと考えております。

ハウス 1 棟半は饒波 398-1 上に、残り部分が 398-2 上にあり、それぞれの土地の所有者が異なるため、今回のような申請をするに至っております。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、高安昌俊委員 から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 6 年 7 月 16 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番から 8 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 32 号について、1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

6 番委員

休憩をお願いします。

議長

休憩します。

休憩 午後 1 時 45 分

再開 午後 1 時 47 分

議長

再開します。

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	異議なしとのことですので、整理番号 5 番については、許可することに決定しました。 次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 6 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 6 番については、許可することに決定しました。 次に、整理番号 7 番、8 番については譲受人が同じである事からまとめて審議します。整理番号 7 番、8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 7 番、8 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 7 番、8 番については、許可することに決定しました。 次に、議案第 33 号について審議します。 議案第 33 号については農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に推進委員からの報告もお願いします。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 33 号「非農地証明願いについて」、1 件願出がございました。本件は、令和 6 年 5 月総会にて審議し、土地への接道確保が不十分であることから、「保留」となった件です。 去った 5 月 14 日に、金城阿希乃委員、金城光俊委員、瀬長輝男委員、高安昌俊委員、班長の宇地原とわたくし南の 6 名で現場を調査したことをもって、協議を行ってございます。 調査状況について、金城阿希乃委員の方からご説明よろしくをお願いします。

金城推進委員	それでは、整理番号 1 番について説明します。 議案書 33 ページをお開きください。 願い出のあった土地は豊見城市字嘉数 548-1 番、548-2 番。 面積は合計 1,886 m²となっております。 調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。 土地の状況ですが、表土及び土質等は「当該土地に進入不可のため、不明」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「当該土地に進入不可のため、不明」。 また、周囲は「畑」で広がりとしては「広く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。 調査員の意見としまして「進入路が荒廃しており、立ち入りが困難となっている。土地の位置及び形状から今後も農地としての利用は困難であり、適当でない」と考えます。 このことから、願い出地は議案書 38 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。 議案第 33 号について説明は以上です。
議長	事務局と推進委員の説明が終わりました。議案第 33 号について審議します。 議案第 33 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	確認ですが、これは許可申請の取り下げがでていますよね。
事務局	はい。出ています。
8 番委員	これは 5 月の段階では接道や進入路がないということで、保留だったんですか。それとも不許可としていたんですか。
事務局	保留となっていました。
8 番委員	その内容としては、3 条で賃貸借契約としたものだったんですか。

事務局	3条で贈与による所有権移転でした。
8番委員	贈与で、接道がないため保留だったということですか。
事務局	はい。保留になったことにより、申請者にその内容を伝え、本当に農業をする意思があるのか確認をしたところ、やはり畑をするということは難しいと申請者が判断しまして、今回の非農地判断の願いという形になっています。
8番委員	これは大阪にいる人が畑をするということでの申請だったのか。
事務局	いいえ。あくまで土地の所有者が大阪在住で、所有者が畑をすることができないので、沖縄在住の親戚に贈与する内容となっていました。
8番委員	今回、非農地証明願が出ていて、農業委員会で非農地と認められたら非農地となるのか。
事務局	非農地となります。
8番委員	38ページに非農地判断基準があるんですが、これは国の通達ですか。
事務局	はい。国の通知や県農政経済課から出た通知の要約です。
8番委員	非農地とした方が良くないじゃないか。と申請者に指導したんですか。
事務局	指導というか、非農地に該当する可能性を説明しました。 そしたら、申請者の方も年齢的に自分たちで伐開していくのは厳しいということで、非農地証明願を提出するという判断をされました。
8番委員	みんな将来的に転用したいと思っていると思うけど、農地として利用できないと判断した場合、転用申請する必要がなくなるため、所有者としては助かると思うわけです。 農業委員会としては、こういった厳しい条件に合致したら非農地として取り扱いますよということか。
事務局	農業委員会は農地を守るという立場ですが、国や県からもこういった非農地に該当する場合は、積極的に非農地判定するように言われている。

8 番委員	非農地判断は悪用されると困るので、慎重に判断しなければならないと思います。今回は袋地で山みたいになっているので、畑としては厳しい状況だとは思いますが。
事務局	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 2 時 00 分 再開 午後 2 時 07 分
議長	再開します。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 33 号について、現地確認調査書のとおり、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、議案第 33 号については、現地確認調査書のとおり、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。 次に、議案第 34 号について審議します。 議案第 34 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 40 ページをお開きください。議案第 34 号「一時転用承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。申請案件についてご説明します。 41 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 633、664 の 6、665 の 1。転用目的は資材置き場。当該申請は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当しますが、農業委員会への承認が必要となっております。しかし、既に 3 月からヤードとして使用されていることが別の農地転用の申請があつて発覚いたしました。水道部署の担当と業者も含め話を伺い、農地法の手続きがあることがわからなかったとの事で、始末書を受領し、

今後農地を公共工事の資材置場として検討する際は、事前にご相談いただくようお願いしました。事業完了後の農地への復元は 10 月 31 日を予定しており、その後に駐車場として転用をするとの事で来月に申請予定となっております。この申請については、既に資材置場として利用していますが承認相当ではないかと思われます。
現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。

4 番委員

それでは、令和 6 年 7 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。
一時転用の申請地について、事務局からの説明のあったように現場は既にヤードとして利用されておりました。隣地には農地はなく、境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 34 号について審議します。
質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
質疑なしと認め、これより採決します。
議案第 34 号について、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので議案第 34 号については、承認することに決定しました。次に議案第 35 号について審議します。議案第 35 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 46 ページをお開きください。議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 47 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 111、112。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。
現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。

4 番委員

それでは、令和 6 年 7 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。

	整理番号 1 番の申請地について、作付けはされていませんでしたが、畑として利用されていた土地となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。 議案第 35 号について審議します。 整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については農地法第 4 条第 6 号各号に該当しないことから 許可相当として沖縄県知事へ進達することにご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に議案第 36 号について審議します。 事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 52 ページをご確認ください。議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。 整理番号 1 番につきまして 53 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 849 の 8、849 の 9、849 の 10。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。 整理番号 2 番につきまして 57 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 305 の 14、305 の 16。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 申請にあたって、現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。
4 番委員	それでは、令和 6 年 7 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番から 2 番の申請地について、現場は草木が繁茂しており、遊休状

	態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局の説明と 農業委員の報告が終わりました。 議案第 36 については 1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は 挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	金城委員。
8 番委員	相当数の街区を形成している地域だから転用できるという意味ですか。農地判断基準の条件が、相当数の街区を形成しているといったら土地改良だから道路と道路に挟まれた街区がいっぱいあるのですが、街区がいっぱいあったら転用できるのか。
事務局	街区がいっぱいあったら転用できるというわけではなく、立地基準では 2 種農地としての判断になります。
8 番委員	他に条件があるのではないか。転用できる条件というのが この条件だったら意味が分からない。相当数の街区があれば転用できるのか。
事務局	他にも一般基準で資金力があるのか等の条件もみていきます。
8 番委員	相当数の街区内に入っていれば転用が可能ということなのか。
事務局	一般基準等に問題なければ、転用できると考えても良いかと思います。
8 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これより採決します。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから 許可相当として進達することにご意義ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 7 月 26 日 (金)

午後 2 時 23 分終了

議事録署名委員

議長 頼長 澄子

8 番委員 金城 道夫

3 番委員 比佐 友明